

沿岸広域振興局長告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成26年8月29日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1（1）道路の種類 県道
（2）路線名 吉里吉里釜石線
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上閉伊郡大槌町小鎚第28地割字間渡153番102地先から須賀町229番2地先まで	新	A 30.0～12.8 m	m 257.5
上閉伊郡大槌町小鎚第28地割字間渡153番102地先から須賀町95番地先まで		B 21.0～8.3	581.3
上閉伊郡大槌町小鎚第28地割字間渡153番102地先から須賀町229番2地先まで	旧	A 30.0～12.8	257.5

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部

イ 期間 平成26年8月29日から同年9月29日まで

- 2（1）道路の種類 一般国道
（2）路線名 340号
（3）変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
宮古市和井内第1地割8番10地先から8番57地先まで	新	m 193.6～6.8	m 180.0
	旧	26.0～6.8	180.0

- （4）変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター

イ 期間 平成26年8月29日から同年9月29日まで